

愛媛県自転車新文化推進基金寄附金募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛媛県自転車新文化推進基金条例(平成28年愛媛県条例第13号)第7条の規定に基づき、愛媛県自転車新文化推進基金(以下「基金」という。)の寄附金の募集等に関し、必要な事項を定めるものです。

(寄附の種類)

第2条 基金への寄附は、次の2種類とします。

- (1) 瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会(以下「大会」という。)への資金協賛を希望する寄附(以下「大会協賛寄附」という。)
- (2) 自転車新文化の普及・拡大への支援を希望する寄附

(寄附の申し出)

第3条 寄附をお申し出いただける企業等は、愛媛県自転車新文化推進基金寄附申出書(様式1)を知事に提出していただきます。

(寄附者の範囲)

第4条 寄附者は、前条に規定する申出書を提出した者とします。なお、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、申出書を受理しないものとし、申出者に対しその旨通知します。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反する者
 - (2) 愛媛県から入札参加資格停止措置を受けている者又は愛媛県から不利益処分を受けている者
 - (3) 暴力団又は暴力団の構成員その他これらに準ずる者
 - (4) その他知事が不相当と判断する者
- 2 知事は、大会協賛寄附の申出書を受理した場合は、寄附者が大会協賛要綱に基づく協賛特典を受けることができるよう、申出書を受理した旨を速やかに大会主催者に通知します。

(寄附金の納入)

第5条 寄附者は、知事から送付された納入通知書により、愛媛県指定金融機関、愛媛県指定代理金融機関又は愛媛県収納代理金融機関に納入していただきます。

(寄附金受領証明書の発行)

第6条 知事は、寄附者から寄附金を受領したときは、寄附金受領証明書(様式2)を発行します。

(寄附金の使途)

第7条 寄附者からの寄附金は基金に積み立て、自転車新文化の普及及び拡大並びに大会の開催及び開催準備に要する経費の財源に充てるものとします。

2 前項の規定による使途は、一般会計の歳入歳出予算の範囲内で知事が決定します。

(庶務)

第8条 基金に関する庶務は、観光スポーツ文化部観光交流局自転車新文化推進課において処理します。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとします。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行します。

この要綱は、平成30年4月1日から施行します。

この要綱は、令和3年4月1日から施行します。